



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年7月17日金曜日 第729号外1

◇ 目 次 ◇

条 例

- 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課）…… 1
- 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………（税務課）……11
- 愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………（ 〃 ）……15
- 愛媛県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例……………（財政課）……16

条 例

○愛媛県条例第20号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（給料） 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）、へき地手当（第11条の3第3項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。</u>）、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 2 省略 （初任給調整手当） 第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>第1種初任給調整手当</u>として支給する。 (1)～(4) 省略 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定による<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められる	（給料） 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第11条の3第1項及び第2項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）、へき地手当（第11条の3第3項に規定する手当を含む。第18条において同じ。）、超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、管理職員特別勤務手当、休日給、管理職手当、初任給調整手当_____、農林漁業普及指導手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 2 省略 （初任給調整手当） 第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、<u>初任給調整手当</u>_____として支給する。 (1)～(4) 省略 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定による<u>初任給調整手当</u>_____を支給される職員との権衡上必要があると認められる

職員には、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当</u>を支給する。 3 前2項の規定により<u>第1種初任給調整手当</u>を支給される職員の範囲、<u>第1種初任給調整手当</u>の支給期間及び支給額その他<u>第1種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 <u>第18条の5</u> 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第9条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を職員勤務時間等条例第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、<u>第2種初任給調整手当</u>を支給する。 2 <u>第2種初任給調整手当</u>の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。 3 <u>第1項</u>の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により<u>第2種初任給調整手当</u>を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、<u>第2種初任給調整手当</u>を支給する。 4 前3項に規定するもののほか、<u>第2種初任給調整手当</u>の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 <u>第18条の6</u> 省略	職員には、同項の規定に準じて、<u>初任給調整手当</u> _____ を支給する。 3 前2項の規定により<u>初任給調整手当</u> _____ を支給される職員の範囲、<u>初任給調整手当</u> _____ の支給期間及び支給額その他<u>初任給調整手当</u> _____ の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 <u>第18条の5</u> 省略
--	---

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給料） 第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当（第12条の3に規定する手当を含む。第18条において同じ。）、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。<u>同条</u>において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当</u>をいう。以下同じ。）、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 2 省略 （級別定数 _____ 及び昇格の基準）	（給料） 第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当（第12条の3に規定する手当を含む。<u>第18条</u>において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当、初任給調整手当 _____、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。 2 省略 （級別定数、<u>級別資格</u>及び昇格の基準）

第6条 省略

2 省略

3 省略

4 省略

(初任給調整手当)

第17条の5 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された教育職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する教育職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、同項の規定に準じて、第1種初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される教育職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第17条の6 新たに採用された教育職員であつて、採用の日において、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条及び第6条第2項の規定により当該教育職員の属する職務の級並びに第5条並びに第7条第2項及び第3項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務教育職員その他の人事委員会規則で定める教育職員にあつては、人事委員会規則で定める額）に12を乗じ、その額を教育職員勤務時間等条例第11条第1項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける教育職員以外の教育職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第17条の7 省略**第6条 省略**

2 省略

3 教育職員の級別資格基準は、人事委員会規則で定める。

4 省略

5 省略

(初任給調整手当)

第17条の5 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに新たに採用された教育職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する教育職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教育職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第17条の6 省略

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 省略 2 加給の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2第2項に規定する手当を含む。第7条及び第15条の5において同じ。）、<u>超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、休日給、第2種初任給調整手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。 (給与の減額) 第7条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当並びに<u>第2種初任給調整手当</u>の月額の合計額を減額した給与を支給する。 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当並びに<u>第2種初任給調整手当</u>の月額の合計額を減額した給与を支給する。 3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員がその定年から10年を減じた年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当並びに<u>第2種初任給調整手当</u>並びに知事が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。 第11条 省略 (第2種初任給調整手当) 第11条の2 第2種初任給調整手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) <u>新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して知事が定める額を下回るもの</u> (2) <u>前号に掲げる職員との権衡上必要があると認められる職員として知事が定める職員</u> (無給休暇の許可を受けた職員の給与) 第15条の5 職員が無給休暇の許可を受けたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、その無給休暇の期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当並びに<u>第2種初任給調整手当</u>の月額の合計額を減額した給与を支給する。	(給与の種類) 第2条 省略 2 加給の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第6条の2第2項に規定する手当を含む。第7条及び第15条の5において同じ。）、<u>超過勤務手当、夜勤手当、宿直手当、日直手当、休日給</u> _____、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。 (給与の減額) 第7条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当 _____ の月額の合計額を減額した給与を支給する。 2 職員が育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当 _____ の月額の合計額を減額した給与を支給する。 3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員がその定年から10年を減じた年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当 _____ 並びに知事が定める手当の月額の合計額を減額した給与を支給する。 第11条 省略 (無給休暇の許可を受けた職員の給与) 第15条の5 職員が無給休暇の許可を受けたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、その無給休暇の期間の勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当 _____ の月額の合計額を減額した給与を支給する。

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の種類) 第2条 省略 2 省略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。</u>）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（第9条第2項に規定する手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (初任給調整手当) 第5条 <u>第1種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</u> 第5条の2 <u>第2種初任給調整手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</u> (1) <u>新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料額のうち当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額並びに地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るもの</u> (2) <u>前号に掲げる職員との権衡上必要があると認められる職員として管理者が定める職員</u>	(給与の種類) 第2条 省略 2 省略 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当_____、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（第9条第2項に規定する手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (初任給調整手当) 第5条 <u>初任給調整手当_____は、専門的知識を必要とし、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</u>

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与) 第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当（<u>第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。</u>）、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当（以下「地域手当等」という。）、期末手当及び勤勉手当とする。 2・3 省略 (第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬) 第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された第1号会計年度任用職員（第3条第2項の規定により基本報酬の額が定められたも	(給与) 第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、報酬、期末手当及び勤勉手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当_____、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当（以下「地域手当等」という。）、期末手当及び勤勉手当とする。 2・3 省略 (第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬) 第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された第1号会計年度任用職員（第3条第2項の規定により基本報酬の額が定められたも

のを除く。以下この条において同じ。)には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から5年以内の期間、最初の採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、最初の採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

(1)～(4) 省略

2 職員給与条例第18条の4第2項及び第3項の規定は、第1号会計年度任用職員の第1種初任給調整手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「第1種初任給調整手当」とあるのは「第1種初任給調整手当に相当する報酬」と、同条第2項中「前項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第11条第1項」と、「在職する職員」とあるのは「在職する同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「同項」とあるのは「同条例第11条第1項」と、「支給される職員」とあるのは「支給される同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「認められる職員」とあるのは「認められる同項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条第1項及び同条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

第11条の2 新たに採用された第1号会計年度任用職員であつて、採用の日において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額(以下「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(以下「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当に相当する報酬を支給する。

(1) 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1月当たりの勤務時間数が定められているとき 当該第1号会計年度任用職員の基本報酬の額及びこれに第4条において読み替えて準用する職員給与条例第9条の2の規定による地域手当に相当する報酬の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「特定額基礎額」という。)を当該定められた1月当たりの勤務時間数で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)

(2) 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1週間当たりの勤務時間数が定められているとき 特定額基礎額に12を乗じ、その額を当該定められた1週間当たりの勤務時間数に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)

(3) 基本報酬の額が日額で定められている場合 特定額基礎額を当該定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)

のを除く。以下この条において同じ。)には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から5年以内の期間、最初の採用の日(第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、最初の採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

(1)～(4) 省略

2 職員給与条例第18条の4第2項及び第3項の規定は、第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「初任給調整手当」とあるのは「初任給調整手当に相当する報酬」と、同条第2項中「前項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第11条第1項」と、「在職する職員」とあるのは「在職する同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「同項」とあるのは「同条例第11条第1項」と、「支給される職員」とあるのは「支給される同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「認められる職員」とあるのは「認められる同項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条第1項及び同条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

- (4) 基本報酬の額が時間額で定められている場合 特定額基礎額
 (5) 前各号に掲げる場合以外の場合 任命権者が人事委員会と協議して定める額

2 第2種初任給調整手当に相当する報酬の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号又は第2号に掲げる場合 人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額
 (2) 前項第3号に掲げる場合 人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を日額に換算した額
 (3) 前項第4号に掲げる場合 基準額と特定額との差額
 (4) 前項第5号に掲げる場合 任命権者が人事委員会と協議して定める額

3 職員給与条例第18条の5第3項及び第4項の規定は、第1号会計年度任用職員の第2種初任給調整手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「第2種初任給調整手当」とあるのは「第2種初任給調整手当に相当する報酬」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第11条の2第1項」と、「職員以外の職員で、同項」とあるのは「同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員以外の同項に規定する第1号会計年度任用職員で、同条例第11条の2第1項」と、「支給される職員」とあるのは「支給される同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「前2項」とあるのは「同条例第11条の2第1項及び第2項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の2第1項及び第2項並びに同条第3項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の地域手当等）

第16条 第20条及び第22条に定めるもののほか、第2号会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、へき地手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当（地域手当及び第1種初任給調整手当にあっては、前条第2項の規定により給料の額が定められた職員に係るものを除く。）については、職員給与条例及び教育職員給与条例の規定によりこれらの手当の支給を受ける職員及び教育職員の例による。

2～5 省略

（第2号会計年度任用職員の地域手当等）

第16条 第20条及び第22条に定めるもののほか、第2号会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、へき地手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当（地域手当及び初任給調整手当）にあっては、前条第2項の規定により給料の額が定められた職員に係るものを除く。）については、職員給与条例及び教育職員給与条例の規定によりこれらの手当の支給を受ける職員及び教育職員の例による。

2～5 省略

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
 （第2種初任給調整手当に関する経過措置）
- この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第18条の5第1項の規定の適用については、同項中「第9条の2」とあるのは、「第9条の2又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第4号）附則第5項」とする。
- この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「第9条の2」とあるのは、「第9条の2又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第4号）附則第10項において読み替えて準用する同条例附則第5項」とする。
 （一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第6条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の5、第18条の2、第18条の4、<u>第18条の5</u>及び第19条の4の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。 2・3 省略	(給与条例の適用除外等) 第6条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の5、第18条の2、第18条の4 _____及び第19条の4の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。 2・3 省略

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の給与に関する条例等の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の5、第18条の2、<u>第18条の4及び第18条の5</u>の規定、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条から第7条まで、第7条の2第1項、第8条、第10条、第10条の2、第15条、第16条の2、第16条の3及び第17条の3から<u>第17条の7</u>までの規定並びに農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和33年愛媛県条例第2号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2～4 省略	(職員の給与に関する条例等の適用除外等) 第8条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第3条、第4条、第7条、第8条、第9条の5、第18条の2 <u>及び第18条の4</u> _____の規定、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第4条から第7条まで、第7条の2第1項、第8条、第10条、第10条の2、第15条、第16条の2、第16条の3及び第17条の3から<u>第17条の6</u>までの規定並びに農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和33年愛媛県条例第2号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2～4 省略

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 6 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (暫定再任用短時間勤務職員の年次有給休暇及び勤務時間の特例) 24 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(_____ _____教育職員の給与に関する条例 _____ _____第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)である者を除く。)(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、 _____職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項並びに同条例第11条第1項及び第3項の規定を適用する。 (60歳到達以後における職員の給与等に関する規定の適用除外) 25 _____職員の給与に関する条例 _____ _____附則第19項から第28項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。 (暫定再任用職員の給料月額) 27 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員及び同法第17条の規定による	附 則 (暫定再任用短時間勤務職員の年次有給休暇及び勤務時間の特例) 24 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(第6条の規定による<u>改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)</u>第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)である者を除く。)(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、<u>第4条の規定による改正後の</u>職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項並びに同条例第11条第1項及び第3項の規定を適用する。 (60歳到達以後における職員の給与等に関する規定の適用除外) 25 <u>第5条の規定による改正後の</u>職員の給与に関する条例(以下「<u>改正後の職員給与条例</u>」という。)<u>附則第19項から第28項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。</u> (暫定再任用職員の給料月額) 27 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員及び同法第17条の規定による

34 暫定再任用をされた教育職員（以下「暫定再任用教育職員」という。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用教育職員（以下「暫定再任用短時間勤務教育職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用教育職員が定年前再任用短時間勤務教育職員（改正後の教育職員給与条例 第7条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育

職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される同条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用教育職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 35 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められた当該暫定再任用教育職員の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- (暫定再任用短時間勤務教育職員の給料月額)

- 36 暫定再任用短時間勤務教育職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教育職員が定年前再任用短時間勤務教育職員であるものとした場合に適用される教育職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた額に、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教育職員の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (第2種初任給調整手当等の特例)

- 37 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、教育職員の給与に関する条例第17条の6第1項、第17条の7第2項及び第19条第3項の規定を適用する。
- (教育職員の勤勉手当の額の算定の特例)

- 38 教育職員の給与に関する条例第19条の4第1項の教育職員に暫定再任用教育職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条例第2項各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教育職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第34項に規定する暫定再任用教育職員(以下「暫定再任用教育職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員」とする。
- (暫定再任用短時間勤務教育職員の年次有給休暇及び勤務時間の特例)

- 40 暫定再任用短時間勤務教育職員は、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第6条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同項並びに同条例第11条第1項及び第2項の規定を適用する。
- (第1種初任給調整手当等を支給しない企業職員)

44 省略

職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される教育職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用教育職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 35 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第7条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められた当該暫定再任用教育職員の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- (暫定再任用短時間勤務教育職員の給料月額)

- 36 暫定再任用短時間勤務教育職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教育職員が定年前再任用短時間勤務教育職員であるものとした場合に適用される教育職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた額に、第7条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教育職員の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- (義務教育等教員特別手当及び期末手当の特例)

- 37 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の教育職員給与条例第17条の6第2項及び第19条第3項の規定を適用する。
- (教育職員の勤勉手当の額の算定の特例)

- 38 教育職員の給与に関する条例第19条の4第1項の教育職員に暫定再任用教育職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の教育職員給与条例第19条の4第2項各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教育職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第34項に規定する暫定再任用教育職員(以下「暫定再任用教育職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員」とする。
- (暫定再任用短時間勤務教育職員の年次有給休暇及び勤務時間の特例)

- 40 暫定再任用短時間勤務教育職員は、第7条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第6条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同項並びに同条例第11条第1項及び第2項の規定を適用する。
- (初任給調整手当等を支給しない企業職員)

44 省略

○愛媛県条例第21号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（寄附金税額控除） 第14条の2 省略 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額_____ _____とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。 (1)～(3) 省略 （第1種プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの款の規定の適用） 第18条の6の2 消費税法第15条の2第1項に規定する電気通信利用役務の提供が同項_____に規定するデジタルプラットフォーム（次条において「デジタルプラットフォーム」という。）を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第1種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第1種プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この款の規定を適用する。 （第2種プラットフォーム事業者を介して行う資産の譲渡に関するこの款の規定の適用） 第18条の6の3 消費税法第15条の3第1項各号に掲げる資産の譲渡がデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する第2種プラットフォーム事業者を介して収受するものである場合には、当該第2種プラットフォーム事業者が当該資産の譲渡を行つたものとみなして、この款の規定を適用する。 附 則 （個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の4 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（第3項及び次条第3項において「居住年」という。）が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 2 省略 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する	（寄附金税額控除） 第14条の2 省略 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。 (1)～(3) 省略 （特定プラットフォーム事業者_____を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの款の規定の適用） 第18条の6の2 法第72条の80の3_____に規定する電気通信利用役務の提供が、消費税法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォーム_____を介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者_____を介して収受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者_____が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この款の規定を適用する。 附 則 （個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除） 第7条の4 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（第3項及び次条第3項において「居住年」という。）が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第1項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 2 省略 3 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する

特定取得又は同条第12項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは、「法附則第5条の4第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の5 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項、附則第16条の3の2第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額 _____

_____とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と772,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について附則第9条の2第1項、附則第12条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項、附則第16条の3の2第1項又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

第7条の5の2 平成26年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての第14条の2及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第14条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての第14条の2及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第14条の

特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは、「法附則第5条の4第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項」とする。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の5 第14条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第13条第8項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第15条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項 _____

又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第14条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。

(1)～(4) 省略

(5) 前年中の所得について附則第9条の2第1項、附則第12条第1項、附則第16条第1項、附則第16条の2第1項 _____又は附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

第7条の5の2 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての第14条の2及び前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第14条の2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

2第2項第1号の表195万円以下の金額の項中「100分の85」とあるのは「100分の84.95」と、同表195万円を超え330万円以下の金額の項中「100分の80」とあるのは「100分の79.9」と、同表330万円を超え695万円以下の金額の項中「100分の70」とあるのは「100分の69.8」と、同表695万円を超え900万円以下の金額の項中「100分の67」とあるのは「100分の66.77」と、同表900万円を超え1,800万円以下の金額の項中「100分の57」とあるのは「100分の56.67」と、同表1,800万円を超え4,000万円以下の金額の項中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同表4,000万円を超える金額の項中「100分の45」とあるのは「100分の44.55」と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.6」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.7」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.85」とする。

（寄附金税額控除に係る申告の特例における申告特例控除額の控除）

第7条の8 平成28年度から令和30年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

2 令和31年度以後の各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.95分の5.05」と、「80分の10」とあるのは「79.9分の10.1」と、「70分の20」とあるのは「69.8分の20.2」と、「67分の23」とあるのは「66.77分の23.23」と、「57分の33」とあるのは「56.67分の33.33」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条 省略

2・3 省略

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第16条の3 省略

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第16条の3の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第12条及び第13条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の3の6第1項に規定する特

（寄附金税額控除に係る申告の特例における申告特例控除額の控除）

第7条の8 平成28年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税についての前条の規定の適用については、同条第2項の表中「85分の5」とあるのは「84.895分の5.105」と、「80分の10」とあるのは「79.79分の10.21」と、「70分の20」とあるのは「69.58分の20.42」と、「67分の23」とあるのは「66.517分の23.483」と、「57分の33」とあるのは「56.307分の33.693」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条 省略

2・3 省略

第16条の3 省略

定暗号資産に係る譲渡所得等の金額に対し、同項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第14条から第16条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項及び附則第7条の5の規定の適用については、第14条、附則第7条第1項及び附則第7条の4第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第14条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第15条及び第16条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第14条の2第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第7条第1項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第16条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、附則第7条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(2) 附則第5条第1項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の3の6第4項の規定に係る市町の条例の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第7条の5の2及び第7条の8の改正規定並びに附則第13条に1項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 令和10年1月1日
- (2) 第18条の6の2（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第6項の規定 令和10年4月1日
- (3) 附則第7条の5の改正規定（「附則第16条の2第1項」の下に「、附則第16条の3の2第1項」を加える部分に限る。）及び附則第16条の3の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）附則第1条第17号に定める日

(県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第14条の2第2項及び附則第7条の5の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和9年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の愛媛県県税賦課徴収条例附則第7条の5の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、同日の属する年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第13条第4項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第16条の3の2の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(地方消費税に関する経過措置)

- 6 新条例第18条の6の3の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に事業者が行う同条に規定する資産の譲渡に係る地方消費税について適用する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年7月17日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業税の不均一課税) 第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。以下「公示日」という。）から<u>令和10年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間（以下「指定期間」という。）に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号_____）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備（法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する_____減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）を除く。第1号を除き、以下この条において同じ。）に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。 (1)～(3) 省略 2・3 省略 (不動産取得税の課税免除及び不均一課税) 第3条 公示日から<u>令和10年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業	(事業税の不均一課税) 第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県内の区域に係る法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。以下「公示日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）であって、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間（以下「指定期間」という。）に、当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものに課する事業税で、次に掲げる年又は事業年度の所得又は収入金額のうち次項の規定により当該新設し、又は増設した特別償却設備（法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち同号に規定する特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する<u>省令第2条第1号に規定する減価償却資産</u>_____）を除く。第1号を除き、以下この条において同じ。）に係るものとして計算した額に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）第18条の2、第18条の4及び附則第19条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に次の各号に掲げる年又は事業年度の区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。 (1)～(3) 省略 2・3 省略 (不動産取得税の課税免除及び不均一課税) 第3条 公示日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同項第1号に掲げる事業

に係る部分に限る。)に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。)をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

- 2 公示日から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

に係る部分に限る。)に従って新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。以下同じ。)をしたものに対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

- 2 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の認定を受けた認定事業者であって、地方活力向上地域内において指定期間内に当該認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(同項第2号に掲げる事業に係る部分に限る。)に従って特別償却設備を新設し、又は増設したものに課する不動産取得税で、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課するものの税率は、愛媛県県税賦課徴収条例第19条の2の2の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

- 2 改正後の愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 新条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第23号

愛媛県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和8年7月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成6年愛媛県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改

正

後

(定数)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第 1 項の規定により、愛媛県議会議員の定数は、45人とする。

別表（第 2 条関係）

選 挙 区		議員数
名 称	区 域	
省略		
今治市・越智郡選挙区	今治市及び越智郡上島町	<u>5 人</u>
宇和島市・北宇和郡選挙区	宇和島市並びに北宇和郡松野町及び鬼北町	<u>3 人</u>
省略		

改

正

前

(定数)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第 1 項の規定により、愛媛県議会議員の定数は、47人とする。

別表（第 2 条関係）

選 挙 区		議員数
名 称	区 域	
省略		
今治市・越智郡選挙区	今治市及び越智郡上島町	<u>6 人</u>
宇和島市・北宇和郡選挙区	宇和島市並びに北宇和郡松野町及び鬼北町	<u>4 人</u>
省略		

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 この条例施行の際現に愛媛県議会議員の職にある者については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。